情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について(業務の追加)

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:健康部健康づくり課)

事業の概要

特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析
健康づくり課
特定健康診査の受診率向上のため
40 歳以上の国民健康保険加入者のうち区が行う特定健康診査の未受診者
40 歳以上の国民健康採検別ル人者のうち区か行う特定健康診査の未受診者 新宿区では、特定健康診査受診率向上のため、平成20年度より特定健康診査未受診者 に対して下記の勧奨事業を実施している(業務委託の実施は平成21年度から)。 特定健康診査は6月から開始し、7月末までの未受診の者に対し、9月から受診勧奨等 事業を行っている。 平成29年度より、さらなる受診率向上のため、電話勧奨では接触することができない 特定健康診査未受診者に対して「訪問勧奨」を行う。 平成29年度の対象は、電話で勧奨ができなかった60歳以上の区民、約4,800人で、訪問時期は1月を予定している。内容は健康診査の受診勧奨、及び人間ドック等受診確認、健診結果提出協力の依頼で、不在の場合は不在票の投函により受診勧奨を行う(資料30-1④)。 ・ 上記対象者に対して、個別勧奨通知を発送する(区が実施)。 約49,000人。9月中旬。 ・ 上記対象者のうち、毎年継続受診をしているものを除く、電話番号を把握している者に、個別電話制奨、受診意向及び要望調査、未受診理由の聴取、人間ドック等受診者に対する健診結果提出協力の依頼等について架電業務を行う(資料30-1②)。 約30,000人。9月下旬~1月末。 ・ 受診勧奨周知(広報しんじゅく、ホームページ及び個別受診勧奨通知)に対する問合せ電話の受電業務も同時に行う(資料30-1③)。 約1,800人。9月下旬~1月末。 ・ 勧奨業務終了後、電話勧奨を行った集団の受診率について効果分析をし、区へ報告する(資料30-1⑤)。 約30,000人。2月~3月。 ※ 特定健康診査…高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成20年度より40~74歳の国民健康保険加入者を対象として、全国の市区町村で導入された健康診断のこと ※ 上記業務については、平成21年度第3回審議会で前年度特定健康診査未受診の69歳以下の者について、同年度第7回審議会で前年度特定健康診査未受診の70~74歳、平成23年度第5回審議会で特定健康診査対象者全員について、それぞれ丁承
済み。 ※ 上記対象者数については、平成29年度見込み

<u>件名</u>特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託に ついて(業務の追加)

	伊宝 べく n 細
保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析
委託先	りらいあコミュニケーションズ株式会社(プライバシーマーク及び ISO27001 取得済み)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	 《委託先に提供する項目》 ・電話勧奨対象者及び訪問勧奨対象者 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、受診券整理番号 ・事業効果分析対象者 健康診査受診者の受診日、受診券整理番号、生年月日、性別 《委託先に収集させる項目》 ・受診勧奨周知に対する問合せの電話対応 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、受診券整理番号 ※ 下線は、今回追加する内容(以下同じ。)
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体(システム、CD-R)
委託理由	1 訪問勧奨の実施想定規模が、約4,800人までに及ぶこと、上記委託 先は他自治体でも訪問勧奨実績が豊富なためノウハウの蓄積があり、訪問 勧奨業務を効率的に実施することができる。 2 現行「個別電話勧奨業務」の受託先でもある。「個別電話勧奨業務」と新 規「訪問勧奨業務」の情報項目が同一であるため、上記委託先が新規「訪 問勧奨業務」も合わせて実施することにより、訪問勧奨の対象者情報を一 元管理できる。なお、上記委託先は、プロポーザル選定において採用され た。
委託の内容	 ・個別電話勧奨 ・<u>訪問勧奨(毎年1月)</u> ・事業効果分析(分析結果を紙及び電磁的媒体により納品) ・受診勧奨周知に対する問合せの電話対応
委託の開始時期及び期限	平成29年9月25日から平成30年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 委託にあたり区が上記委託先に提供した情報は返却させる。 3 委託業者が訪問リストを作成する際に内容の確認を行う。 4 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、ファイルサーバーへのアクセスの個人毎の制限等。 4 委託に当たり提供し、及び委託先が収集した個人情報データは随時返却させ、電子計算機に記録された個人情報は委託業務終了後消去させる。 5 訪問リストの配布枚数等の管理を徹底するため、訪問開始時と終了時の授受簿をつける。 6 訪問時、鞄を肩からたすき掛けする、バックと体をチェーンでつなげる、自転車のかごに防犯ネットをつける等の物理的対策を講じる。 7 2人体制で、各々が個人を識別できない名簿を持ち、両者が突合することで、個人が識別できるようにする。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。